

医療機能分化連携推進事業について〈概要〉

山口県地域医療構想の実現に向け、効率的で質の高い医療提供体制を構築していくため、既存病床の回復期病床への転換のための施設・設備整備や急性期機能の集約・強化のための施設・設備整備を支援する。(補助率 1/2)

(財源：地域医療介護総合確保基金（国 2/3、県 1/3）)

1 対象事業者

病床を有する医療機関

2 支援要件

(1) 回復期施設・設備整備

既存病床から回復期病床へ転換（直近の病床機能報告で報告）

(2) 急性期施設・設備整備

圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化（急性期病床数の削減）

(3) 共通要件：医療機関の所在する地域医療構想調整会議における合意

3 交付額の算定方法

別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定（補助率 1 / 2）

〈別表〉

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
回復期施設整備事業	(1) 新築、増改築の場合 転換する回復期病床 1 床当たり 6,115 千円 (2) 改修の場合 転換する回復期病床 1 床当たり 4,270 千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の建設や機能訓練室の整備等、回復期病床への転換に必要な施設の 新築、増改築、改修に要する 工事費又は工事請負費	—
回復期設備整備事業	1 施設当たり 11,000 千円	リハビリのための治療機器や 訓練機器など、回復期機能を 強化するために必要な医療機器 等の備品購入費	1 品につ き 33 千円
急性期施設整備事業	1 平方メートル当たり 273 千円	急性期機能の集約・強化に必要 な施設の 新築、増改築、改修に 要する 工事費又は工事請負費	—
急性期設備整備事業	(1) 医療機器（(2) から (5) に掲げるものを除く。） 1 か所当たり 256,300 千円 (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 (4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 (5) 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円	手術室設備や検査室設備など、 急性期機能の集約・強化に必要 な医療機器等の備品購入費	1 品につ き 33 千円

※ 国庫補助基準単価に準拠